

業 務 等 質 問 書

提出日：令和8年2月12日

発注機関名	健康福祉政策課	公 告 日	令和8年2月3日
業 務 名 業務箇所名	長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援事業等実施業務		
質 問 内 容	<p>①仕様書に記載の下記の複数の支援金について</p> <p>該当する種類の施設・事業所からは社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給申請書が他の支援金申請書を兼ねると記載があるので、電子申請も同様同時にシステム上申請できるという想定でよろしいでしょうか？</p> <p>(1) 社会福祉施設等を対象とした「社会福祉施設等価格高騰対策支援金」 (2) 障害福祉サービス事業所等を対象とした「障害福祉サービス継続支援金」 (3) 医科診療所、歯科診療所及び薬局を対象とした「診療所等物価上昇対応支援金」</p> <p>②障害福祉サービス継続支援金、診療所等物価上昇対応支援金について</p> <p>社会福祉施設物価高騰対策支援金対象施設で該当の種類の施設・事業者はすべて上記の支援金も該当するという認識でよろしいでしょうか？(社会福祉施設物価高騰対策支援のみ対象となり、その他の支援金は対象とならないケースがあるかどうか？の確認です)</p>		

回答日：令和8年2月13日

回 答	<p>①「障害福祉サービス継続支援金」と「診療所等物価上昇対応支援金」については、電子申請も「社会福祉施設等価格高騰対策支援金」と同時に申請いただくことを想定しております。</p> <p>②障害福祉サービス事業所等（障がい福祉施設）については、「社会福祉施設等価格高騰対策支援金」の支給対象になれば、「障害福祉サービス継続支援金」も支給対象になることを想定しておりますが、現在各支援金の支給要件等を整理している段階であり、今後支給対象に違いが生じる可能性があります。あらかじめご了承ください。</p> <p>医科診療所（有床・無床）、歯科診療所及び薬局については、「社会福祉施設等価格高騰対策支援金」と「診療所等物価上昇対応支援金」は基準日や支給要件が異なるため、一部の施設はどちらかのみ支給対象になる可能性があります。どちらかのみが対象となる施設については、リストにしてご提示する予定です。</p>
-----	--